

決算における都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（都市計画施設の整備に関する事業）及び土地地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和5年度は、都市計画事業及び過去に都市計画事業を実施した際に借り入れた地方債の償還等の財源として活用しました。

都市計画税を納める人は、市内の市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者です。

税率は100分の0.3です。

【歳入】 1款5項1目 都市計画税決算額 620,548千円

【歳出】 (単位：千円)

区分	事業費	財源内訳					うち都市計画税
		国県 支出金	地方債	その他	一般財源		
下水道事業（流域分・汚水分）	106,076	25,076	51,040	3,739	26,221		
下水道事業（雨水分）	59,764	4,825	4,860	8,168	41,911		
都市計画事業（公園）	392,809	183,570	199,900	100	9,239		
地方債償還等	546,784	0	0	0	546,784		
一般会計分	362,032	0	0	0	362,032		
下水道事業会計分	97,752	0	0	0	97,752		
水道会計分	15,413	0	0	0	15,413		
一部事務組合分	71,587	0	0	0	71,587		
合 計	1,105,433	213,471	255,800	12,007	624,155		620,548